

消防法施行令第32条，鹿島地方事務組合火災予防条例第
17条の3及び第34条の3の規定に係る事務取扱要領（抜粋）
（令和3年3月25日制定）

（目的）

- 1 この事務取扱要領は，消防法施行令（以下「令」という。）第32条，鹿島地方事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）第17条の3及び第34条の3の規定に係る事務に関し，円滑な事務処理を図ることを目的とする。

（令第32条の規定に係る事務取扱い）

- 2 令第32条の規定により，令第2章第3節に規定する技術上の基準によらない消防用設備等（以下「特例消防用設備等」という。）を設置する者は，内容がわかる関係書類等を添付し，以下のとおり申請すること。
 - (1) 申請者
特例消防用設備等を設置する者
 - (2) 申請先
特例消防用設備等を設置する場所を管轄する消防署
 - (3) 申請時期
特例消防用設備等を設置する前にあらかじめ申請する。
 - (4) 申請方法
消防用設備等特例申請書（様式第1号）により申請する。
 - (5) 申請部数
正副2部
 - (6) 令第32条の規定に係る申請に必要な関係書類等
 - ア 消防用設備等特例申請書
 - イ 特例消防用設備等を設置する場所の案内図
 - ウ 敷地配置図
 - エ 特例消防用設備等に関する図書
 - オ その他令第32条に伴う関係書類等

（条例第17条の3の規定に係る事務取扱い）

- 3 条例第17条の3の規定により，条例第3章第1節に規定する技術上

の基準によらない火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「特例火を使用する設備等」という。）を設置する者は、内容がわかる関係書類等を添付し、以下のとおり申請すること。

- (1) 申請者
特例火を使用する設備等を設置する者
- (2) 申請先
特例火を使用する設備等を設置する場所を管轄する消防署
- (3) 申請時期
特例火を使用する設備等を設置する前にあらかじめ申請する。
- (4) 申請方法
火を使用する設備等特例申請書（様式第2号）により申請する。
- (5) 申請部数
正副2部
- (6) 条例第17条の3の規定に係る申請に必要な関係書類等
 - ア 火を使用する設備等特例申請書
 - イ 特例火を使用する設備等を設置する場所の案内図
 - ウ 敷地配置図
 - エ 特例火を使用する設備等に関する図書
 - オ その他条例第17条の3に伴う関係書類等

（条例第34条の3の規定に係る事務取扱い）

- 4 条例第34条の3の規定により、条例第4章（第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）に規定する技術上の基準によらない指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備（以下「特例少量危険物設備等」という。）を設置する者は、内容がわかる関係書類等を添付し、以下のとおり申請すること。

- (1) 申請者
特例少量危険物設備等を設置する者
- (2) 申請先
特例少量危険物設備等を設置する場所を管轄する消防署
- (3) 申請時期
特例少量危険物設備等を設置する前にあらかじめ申請する。

- (4) 申請方法
少量危険物設備等特例申請書（様式第3号）により申請する。
- (5) 申請部数
正副2部
- (6) 条例第34条の3の規定に係る申請に必要な関係書類等
 - ア 少量危険物設備等特例申請書
 - イ 特例少量危険物設備等を設置する場所の案内図
 - ウ 敷地配置図
 - エ 特例少量危険物設備等に関する図書
 - オ その他条例第34条の3に伴う関係書類等

（申請の省略）

- 5 別表で示した，特例申請の省略ができる場合の具体的な例示（以下「別表」という。）に該当する場合は，上記2から4の申請を省略することができる。

ただし，別表中の理由書の要否に基づき理由書を要するものは，理由書（様式第5号）及びこれに関係する書類等を提出すること。

- 6 その他

この要領は，令和3年4月1日から運用する。

様式第1号

消防用設備等特例申請書				年 月 日	
鹿島地方事務組合消防本部 消防長 様					
申請者（設置者） 住所 氏名					
消防法施行令第32条の適用願いについて、下記の理由により特例を認めていただきたく申請致します。					
記					
1 特例対象設備等					
2 特例申請内容					
3 代替措置及び対策					
4 施設の概要					
防火対象物	名 称			用 途	
	所 在 地			収容人員	
	構 造		階 層	無窓階別	
	床 面 積			延 面 積	
設 置 場 所	屋内（ 階）・屋外	不燃区画	有 ・ 無		
条例等の届出					
消防用設備等又は特殊消防用設備等					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号

火を使用する設備等特例申請書				年 月 日	
鹿島地方事務組合消防本部 消防長 様					
申請者（設置者） 住所 氏名					
鹿島地方事務組合火災予防条例第17条の3の適用願いについて、下記理由により特例を認めていただきたく申請致します。					
記					
1 特例対象設備等					
2 特例申請内容					
3 代替措置及び対策					
4 施設の概要					
防火対象物	名 称			用 途	
	所 在 地			収容人員	
	構 造		階 層	無窓階別	
	床 面 積			延 面 積	
設 置 場 所	屋内（ 階）・屋外	不燃区画	有 ・ 無		
条例等の届出					
消防用設備等又は特殊消防用設備等					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3号

少量危険物設備等特例申請書				年 月 日	
鹿島地方事務組合消防本部 消防長 様				申請者（設置者） 住所 氏名	
鹿島地方事務組合火災予防条例第34条の3の適用願いについて、下記の理由により特例を認めていただきたく申請致します。					
記					
1 特例対象設備等					
2 特例申請内容					
3 代替措置及び対策					
4 施設の概要					
防火対象物	名 称			用 途	
	所 在 地			収容人員	
	構 造		階 層	無窓階別	
	床 面 積			延 面 積	
設 置 場 所	屋内（ 階）・屋外	不燃区画	有 ・ 無		
条例等の届出					
消防用設備等又は特殊消防用設備等					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号

理 由 書

1 内容

2 理由



3 代替措置等


備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別表 特例申請の省略ができる場合の具体的な例示

1 令第32条に関するもの

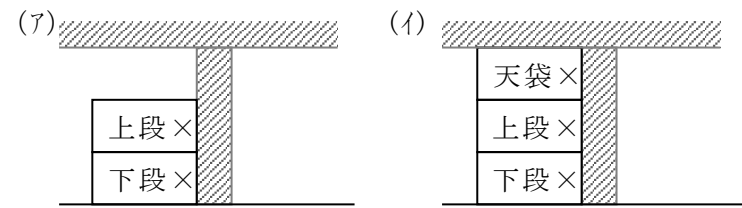
	消防用設備等の区分	具体的な内容	特例申請の省略ができる場合の確認事項	理由書の要否
1	消火器	ピクトグラムの標識の設置	日本産業規格に定める消火器のピクトグラムで、大きさが9 cm 角以上であること。(H29.11.20 消防予第 355 号)	不要
2	消火器	倉庫等における消火器の出入口への集約	倉庫の使用状況から重機等により、消火器の破損の恐れがあり、出入口に集約し設置する必要があること。(指)	不要
3	屋外消火栓設備	屋外消火栓設備の底下の設置	当該屋外消火栓設備の周囲に物件の存置がなく、操作に支障がないこと。(指)	不要
4	自動火災報知設備	冷蔵室、冷凍室の感知器の免除	火災を早期に発見できる自動温度調節装置を設置してあるもので、温度異常が検知された場合、警報を発することができるものであること。(S38.9.30 自消丙予発第 59 号・S45.9.9 消防予第 172 号)	必要
5	自動火災報知設備	金庫室の感知器の免除	金庫室の開口部が、特定防火設備またはそれと同等以上のものであること。(貸金庫、ロッカールーム等は含まない。)(S38.9.30 自消丙予発第 59 号)	不要
6	自動火災報知設備	押入れ等の感知器の省略	押入れ等は、その構造によって下記の(1)から(6)の図のように、感知器を一部又は全部省略することができる。 (S38.9.30 自消丙予発第 59 号) 凡例 ○印 感知器を設置する部分 ×印 感知器の設置を省略することができる部分	不要

構造  耐火構造  不燃材料

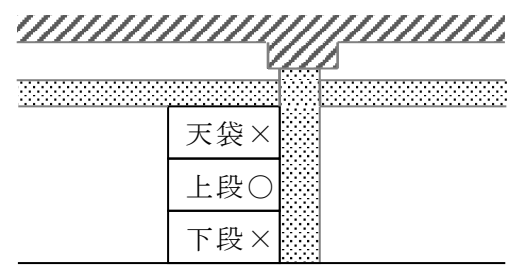
 不燃材料以外

その他  押入等  感知器

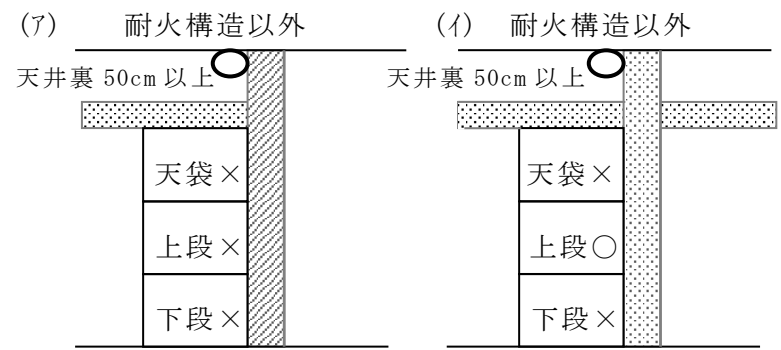
(1) 押入等の壁面及び天井面が不燃材料の場合

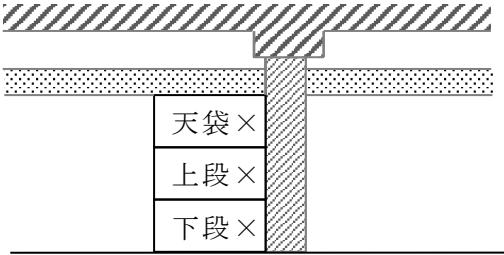
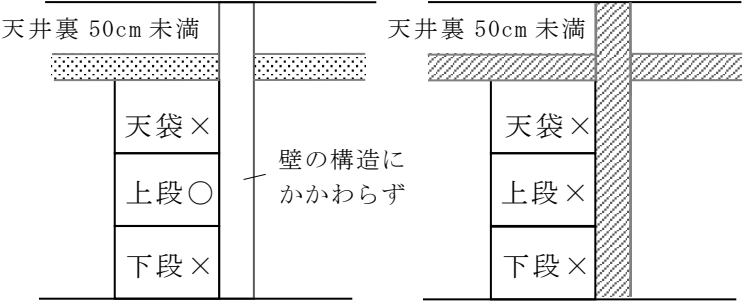
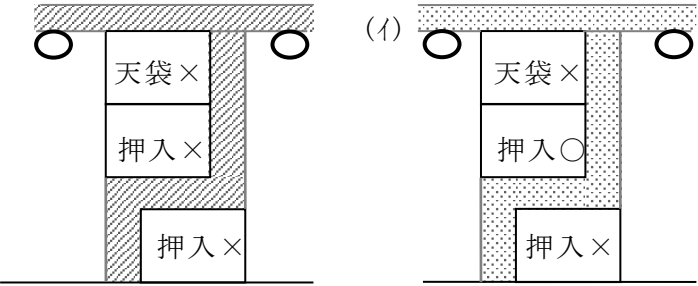


(2) 押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合



(3) 天井裏に感知器がある場合



			<p>(4) 天井裏に感知器がない場合</p>  <p>(5) 天井裏が 50cm 未満の場合</p> <p>(ア) 耐火構造以外 (イ) 耐火構造以外</p>  <p>(6) 1 個所の押入等を 2 室で使用している場合</p> <p>(ア) (イ)</p> 	
7	自動火災報知設備	エアーシャワー室の感知器の設置免除	エアーシャワー室は、通行の用に供されるものであり、可燃物等の存置がされないこと。(指)	必要

2 条例第17条の3に関するもの

	火を使用する設備等の区分	具体的な内容	特例申請の省略ができる場合の確認事項	理由書の要否
1	変電設備	屋外に通ずる有効な換気設備の免除	建物外部が粉塵等の多い環境であり，左記の換気設備を設置することにより，設備への影響が著しく大きく，設備については，常時温度管理がされていること。(指)	必要

3 条例第34条の3に関するもの

	少量危険物等の区分	具体的な内容	特例申請の省略ができる場合の確認事項	理由書の要否
1	サイトグラス関係	配管へのサイトグラスの設置	<p>サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。</p> <p>サイトグラスは，外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。構造例：サイトグラスの外側に金属製の蓋等を設ける。想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているもの等があること。(当該ガラスの強度は，強度計算書を確認すること。)</p> <p>サイトグラス及びパッキンの材質は，取り扱う物質により侵されないものであること。</p> <p>サイトグラスは，外部からの火災等の熱によって容易に破損しない構造のものであること。構造例：サイトグラスの外側に，使用時以外は閉鎖される金属製の蓋を設ける構造</p>	必要

			<p>等があること。</p> <p>サイトガラスの取付部は、サイトガラスの熱変位を吸収することができる構造とすること。構造例：サイトガラスの両面にパッキンを挟んでボルトにより取り付ける構造等があること。</p> <p>サイトガラスは、容易に点検、整備及び補修等ができる構造とするとともに、サイトガラスから漏えいが発生した場合、漏えい量を必要最小限とすることのできる構造であること。(H13.2.28 消防危第 24 号)</p>	
2	サイトガラス関係	タンクへのサイトガラスの設置	<p>サイトガラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。構造例としては、サイトガラスの外側に金属製の蓋等を設ける。想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているもの等があること。(当該ガラスの強度は、強度計算書を確認すること。)</p> <p>サイトガラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造であること。構造例としては、サイトガラスの外側に使用時以外は閉鎖される蓋を設けるもの等があること。</p> <p>サイトガラスの大きさは必要最小限のものであること。</p> <p>サイトガラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う物質により侵されないものであること。</p> <p>サイトガラスの取付部は、サイトガラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造例としては、サイト</p>	必要

			ガラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けるもの等があること。(H10.3.16 消防危第 29 号)	
3	安全装置関係	タンクを負圧で使用する場合に負圧に対する安全装置を設置しない	絶対真空に対するタンクの強度が変形等を生じさせず十分な強度であること。(指)	必要

※特例申請の省略ができる場合の確認事項の括弧書きの年月日等は、参考となる通知を指す。

また、(指)は、鹿島地方事務組合消防本部における指導項目を指す。